8　（略）

9　九州経済産業局の地域経済部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第二十号（伝統的工芸品（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項の規定による指定を受けた工芸品をいう。以下同じ。）に関することを除く。）まで及び第二十一号から第三十六号までに掲げる事務をつかさどる。

（産業部の所掌事務）

第二百三十一条　（略）

2・3　（略）

4　中国経済産業局の産業部は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号、第四号から第十八号まで及び第二十号から第二十六号までに掲げる事務のほか、前条第一項第十七号（商工会議所の組織及び運営一般に関することに限る。）及び第二百三十四条各号に掲げる事務をつかさどる。

5　関東経済産業局の産業部は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号及び第四号から第二十六号までに掲げる事務のほか、前条第一項第十七号（商工会議所の組織及び運営一般に関することに限る。）、第二十号から第二十二号まで及び第二十五号から第三十一号までに掲げる事務をつかさどる。

6～8　（略）

9　九州経済産業局の産業部は、第一項に掲げる事務のほか、前条第一項第二十号（伝統的工芸品に関することに限る。）に掲げる事務をつかさどる。

第二章　外局

第一節　特許庁

第一款　内部部局

第二目　課の内部組織等

（審判書記官室）

第三百三十八条　審判課に、審判書記官室を置く。

2　審判書記官室は、工業所有権に関する審判事件並びに特許異議申立事件及び登録異議申立事件に関する事務をつかさどる。

3　審判書記官室に、室長を置く。

7　（略）

（新設）

（産業部の所掌事務）

第二百三十一条　（略）

2・3　（略）

4　中国経済産業局の産業部は、第一項に掲げる事務のほか、第二百三十四条各号に掲げる事務をつかさどる。

5　関東経済産業局の産業部は、第一項の規定にかかわらず、同項第二号及び第四号から第二十六号までに掲げる事務のほか、前条第一項第二十号から第二十二号まで及び第二十五号から第三十一号までに掲げる事務をつかさどる。

6～8　（略）

（新設）

第二章　外局

第一節　特許庁

第一款　内部部局

第二目　課の内部組織等

（特許侵害業務室）

第三百三十八条　審判課に、特許侵害業務室を置く。

2　特許侵害業務室は、工業所有権に関する無効の審判事件、取消しの審判事件及び訂正の審判事件（判定請求事件及び鑑定を含む。）に関する事務をつかさどる。

3　特許侵害業務室に、室長を置く。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○経済産業省
国土交通省令第一号
環境省

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎